

議案第2号

幸手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(幸手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項を次のように改める。

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好であるもの及び特に良好であるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級であるもの

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）とする。

第8条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第10条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）」を「有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通

機関等」という。)に改め、同条第2項第1号中「以下この号において「運賃等相当額」という。)」を「次項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額とする。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条の9中「、第6項から第11項まで及び第7条の2から第9条の2まで」を「及び第6項から第11項まで、第7条の2並びに第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年1		183,500	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	

31	227,800	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,500	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	233,000	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	234,500	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	236,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	237,500	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	239,000	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	240,500	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	242,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	243,400	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	244,800	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	246,200	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	247,400	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	248,600	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	249,800	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	251,000	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	252,100	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	253,200	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	254,300	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	255,400	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	256,400	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	257,400	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	258,400	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	259,400	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	260,400	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	261,300	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	262,200	332,000	373,700	389,900	412,300		

60	263,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	263,900	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	264,700	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	265,500	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	266,300	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	267,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	267,800	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	268,600	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	269,300	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	270,000	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	270,800	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	271,600	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	272,300	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	273,000	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	273,800	341,100	381,600	395,500			
75	274,600	341,500	382,100	395,800			
76	275,300	341,900	382,400	396,000			
77	276,000	342,300	382,800	396,200			
78	276,700	342,800	383,300	396,500			
79	277,400	343,300	383,700	396,800			
80	278,100	343,800	384,100	397,000			
81	278,800	344,100	384,500	397,200			
82	279,500	344,500	385,000	397,500			
83	280,200	344,900	385,400	397,800			
84	280,900	345,300	385,800	398,000			
85	281,500	345,600	386,100	398,200			
86		346,000					
87		346,400					
88		346,800					

89		347,000					
90		347,400					
91		347,800					
92		348,200					
93		348,400					
94		348,800					
95		349,200					
96		349,500					
97		349,800					
98		350,200					
99		350,600					
100		351,000					
101		351,500					
102		351,900					
103		352,300					
104		352,700					
105		353,200					
106		353,600					
107		353,900					
108		354,200					
109		354,700					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額						
	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日又は休日以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「夜間勤務手当及び期末手当」を「夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条中「第5条、第6条及び第6条の3」を「第5条及び第6条」に改める。

（幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「261, 300」を「265, 300」に、「287, 300」を「298, 800」に、「309, 800」を「321, 300」に改める。

第10条第1項中「第8条から第9条の3まで、」を「第8条、第9条の2、第9条の3及び」に改め、「及び第17条の7」を削り、同条第3項中「第8条から第9条の2まで」を「第8条及び第9条の2」に改める。

（幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、別表第1」を「、同表」に、「100分の106」を「100分の104」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	265,300
2	184,600	266,300
3	185,800	267,300
4	186,900	268,300
5	188,000	269,300
6	189,700	270,300
7	191,300	271,300
8	192,900	272,300
9	194,500	273,300
10	196,200	274,300
11	197,800	275,300
12	199,400	276,400
13	201,000	277,400
14	202,700	278,700
15	204,400	280,000
16	206,100	281,200
17	207,400	282,500
18	209,000	283,800
19	210,600	285,000
20	212,100	286,200
21	213,600	287,300
22	215,200	288,500
23	216,800	289,800
24	218,400	291,100
25	220,000	292,400
26	221,700	293,400

27	223,000	294,400
28	224,300	295,500
29	225,600	296,600
30	226,700	297,800
31	227,800	298,900
32	228,900	300,100
33	230,000	301,300
34	231,500	302,600
35	233,000	303,900
36	234,500	305,200
37	236,000	306,500
38	237,500	307,800
39	239,000	309,100
40	240,500	310,400
41	242,000	311,700
42		313,000
43		314,300
44		315,400
45		316,300
46		317,600
47		318,900
48		320,200
49		321,400

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において幸手市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けて

いた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第7項において「改正後企業職員給与条例」という。）第6条に規定する企業職員に対して支給する扶養手当に関する経過措置については、前項に定める経過措置の例による。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第9条の4第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「1

00分の5」とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後企業職員給与条例第6条の2に規定する企業職員に対して支給する地域手当に関する経過措置については、前項に定める経過措置の例による。

(最低賃金法に係るフルタイム会計年度任用職員の給料に関する経過措置)

- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の104」とあるのは、「100分の105」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 10 幸手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の12の表中「、第6項から第11項まで及び第7条の2から第9条の2まで」を「及び第6項から第11項まで、第7条の2並びに第8条」に、「第8条から第9条の2まで」を「第8条及び第9条の2」に改める。

(幸手市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 11 幸手市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「、第6条及び第6条の3」を「及び第6条」に改める。

附則第20条中「から第9条の2まで」を「及び第8条」に改める。

附則別表

号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	

61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			

90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

令和7年2月19日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

人事院勧告を踏まえ、職員の給料表及び各種手当の改定その他所要の改正をした
 いので、この案を提出するものである。